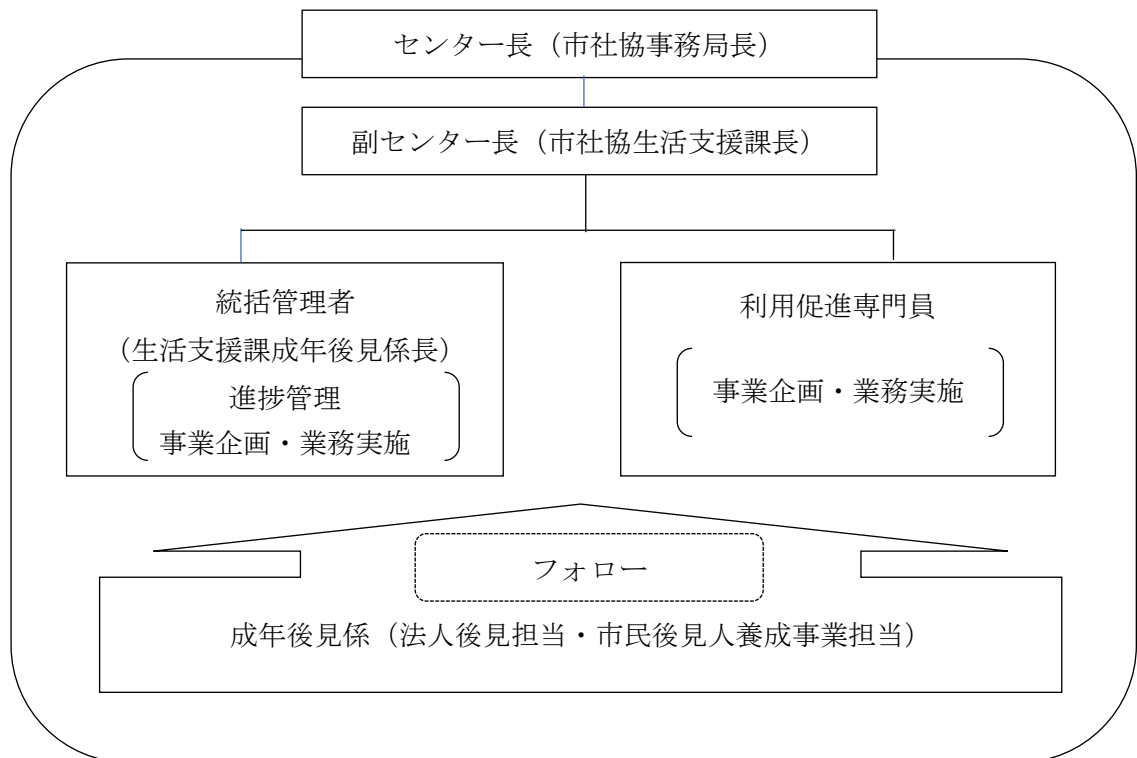


広島市成年後見利用促進センターの開設について

1 概要

本市における成年後見制度の更なる利用促進を図る上で、その中核的な役割を果たす機関として、市民等への広報、制度に関する相談や助言などを行う広島市成年後見利用促進センター（以下「センター」という。）を令和3年10月1日に広島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）内に開設する。

2 センターの職員体制



3 センター開設に係る広報

以下の媒体を通じてセンター開設について広報するとともに、成年後見制度についても併せて広報・啓発を図る。

- (1) チラシ（参考3）の配布（市社協通信の配布先を目安とし9月中旬に発送）
- (2) 市及び市社協ホームページでの公開（9月下旬に公開予定）
- (3) 市社協通信（市社協広報紙）への掲載（9月中旬に発行）
- (4) 市民と市政（市広報紙）への掲載（10月1日号）
- (5) マスコミへの広報（市により9月下旬にプレスリリース予定）
- (6) 関係機関への広報（9月以降に開催される以下の関係機関が開催する定例会等においてセンター職員が説明予定）

①地区（学区）社会福祉協議会、②市民生委員児童委員協議会及び区民生委員児童委員協議会、③地域包括支援センター、④障害者基幹相談支援事業所 ほか

4 センターの主な業務内容

(1) 広報業務（令和3年度から実施）

ア 市民向け制度普及講演会の開催

弁護士等の専門職を講師とする講演会を開催する。

イ 地域での研修会・勉強会の開催支援

地区（学区）社会福祉協議会等が企画・開催する研修会・勉強会へ専門職を講師として派遣し、開催支援を行う。

ウ 地域包括支援センター等が企画する研修会・勉強会の開催支援

ケアマネジャーや訪問事業所の職員等を対象とした研修会・勉強会へ専門職を講師として派遣し、開催支援を行う。

(2) 相談業務（令和3年度から実施）

ア 一般相談

原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分、センターの電話又は窓口において、センター職員が制度利用等の相談を受け付ける。

イ 専門相談

(ア) 定期相談会

毎月定例（原則第3火曜日午後1時30分～午後4時／1回当たり30分の相談時間で5件）で、センターにおいて、アドバイザー（弁護士等の専門職）による相談会を開催する（事前予約制）。

(イ) 随時相談

一般相談での対応が困難な案件については、状況に応じてアドバイザーに直接相談する機会を設ける。

(ウ) ケース検討会議等への出席及びアドバイザー派遣

地域包括支援センターが主催し、個別の事案を検討するケース検討会議等に、センター職員が出席したり、アドバイザーを派遣するなどの対応を行う。

(3) 制度利用促進業務（令和4年度から実施予定）

市民後見人養成研修及び市民後見人候補者バンク登録者等への継続的な研修や、後見人等候補者（市民後見人に限る。）の家庭裁判所への推薦に向けた調整などを行う。

(4) 市民後見人等支援業務（令和4年度から実施予定）

市民後見人候補者バンク登録者が、後見人等として家庭裁判所に選任された後の定期的な面談及び相談対応などのフォローアップを行う。

5 今後の予定

センター開設後、一定期間の運用状況等を踏まえ、広島市地域連携ネットワーク推進会議を開催し、次の事項等について協議等を行う。

(1) センターの運営状況

(2) 運営状況を踏まえた各関係機関との連携について

(3) センターの制度利用促進機能のうち、受任者調整の今後のあり方について

(4) 権利擁護支援体制の更なる充実に向けた取組について

市社協におけるセンターの開設に向けたこれまでの取組状況

時期	主な取組内容
4月	<p>○成年後見制度利用促進協議会に参加し、県内市町の中核機関設置に向けた動向や課題の共有を図った。</p> <p>○市と受任者調整や後見人支援に係る考え方等について協議を行った。</p>
5月	<p>○チラシの素案を作成</p> <p>○地域包括支援センターに対し、地域ケア会議への専門職派遣等について意向等の確認を行った（主な意見は以下のとおり）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々のケースについて申立てまでの継続的な助言等が無料で受けられることができればなら利用したい。 ・弁護士派遣が必要なケースは多くはないが、虐待ケースについて派遣があるとよい。 ・派遣を通じて専門職との関係性のハードルが下がり、その後の相談がしやすくなることを期待できる。
6月	<p>○各自治体から以下の情報収集を行い、それらを基に内部協議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談票（市民用、専門相談用、関係機関用） ・講演会及び相談会のチラシ ・市民や関係機関からの質問やそれらに対する回答 ・先進自治体における相談件数の推移 など <p>○アドバイザー契約に係る検討（契約書素案の作成）</p>
7月	<p>○成年後見制度利用促進協議会に参加し、県内市町の動向や課題の共有を図った。</p> <p>○地域包括支援センター内での成年後見の申立状況等を確認した（主な意見等は以下のとおり）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターで申立てが必要な状況になることは少ないが、内部検討で後見利用が妥当か、他の制度利用が妥当かの判断は難しいことがある。その際に中核機関への相談や専門職の派遣は有効だと思う。 ・費用面や専門職への派遣手続きの煩雑さの面でも、専門職派遣のハードルが下がり利用できるのではないかと。 <p>○岡山市成年後見センター（中核機関）の状況等について聞き取りを行った（聴取内容は以下のとおり）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数は、令和2年6月からの10か月で約1,500件（電話、メール、来所、訪問）、受任者調整の件数は、10か月で50件 <p>○アドバイザー契約に係る5者（三士会、市、市社協）協議を実施し、契約内容等について確認を行った。</p>
8月	<p>○相談受付票や専門職相談会予約受付票等の作成、見直しを行った。</p> <p>○アドバイザー契約書、仕様書について各士会と内容確認を行った。</p> <p>○8月31日時点における成年後見利用促進センターの開設に向けた進捗状況を確認するとともに、今後の課題、職員体制、チラシの素案や配布先等について内部協議を行った。</p>